



発行 東京都

目次

79

規則

○東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部健康推進課）…

規則

東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第十五号

東京都受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則

東京都受動喫煙防止条例施行規則（平成三十一年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（喫煙可能室設置の届出等）

第三条 都指定特定飲食提供施設における喫煙可能室設置施設の管理権原者は、喫煙可能室（改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項に規定する喫煙可能室をいう。）を設置したときは、速やかに、別記第一号様式により、知事に、従業員がいない旨を届け出るものとする。

2 条例第九条第二項に規定する規則で定める書類は、従業員への給料賃金の支払いが

ないことを示す資料とする。

第四条及び第五条を削る。

第六条中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定屋外喫煙場所を設けないよう努める施設）

第五条 条例第九条第四項に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程又は一般課程（一般課程においては、二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）を有するものに限る。）

二 学校教育法第三百三十四条第一項に規定する各種学校（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第四号に掲げるものその他二十歳未満の者が主として利用するものに限る。）

三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設並びに同法第五十九条第一項に規定する施設（同法第六条の三第九項、第十項及び第十二項並びに同法第三十九条に規定する業務を目的とするものに限る。）

四 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定こども園
第七条から第十三条までを削る。

第十四条中「第十七条第二項」を「第十二条第二項」に、「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第六条とする。
第十五条を削る。

附則第一条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（施行期日等）」を付し、同条中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第二号中「から第三条まで」を「、第二条、第四条」に、「平成三十一年九月一日」を「令和元年九月一日」に改める。

附則第二条を次のように改める。

第二条 前条第二号の施行の日からこの規則の施行の日の前日までの間(以下この条において「特定期間」という。)における次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条の見出し	標識	喫煙をすることができるところの有無に関する標識
第四条	第九条第三項	第九条第一項
	場所に	場所における
	がない旨	の有無
第五条	第九条第四項	第九条第二項

2 特定期間における条例第九条第一項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること。
- 二 施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業(通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。)を行うものであること。
- 三 施設を利用する者に対して、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売(たばこの販売にあつては、たばこを販売する者によって、対面により販売している場合に限る。)をし、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするものであること(設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。)

附則第三条から第五条までを削る。

附則第六条中「附則第三条第六項」を「第三条第一項」に改め、同条を附則第三条とする。

別記第一号様式及び第二号様式を次のとおり改める。

別記第一号様式(第3条第一項関係)

※ 届出受理番号

喫煙可能室設置施設 届出書(東京都)

年 月 日

殿

届出者

印

東京都労働喫煙防止条例施行規則第3条第一項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 従業員	条例第2条第6号に規定する従業員はいません。 (確認の上□にチェックを入れてください。)	<input type="checkbox"/>
2 備考		

(注記)

- 1 1欄の「条例第2条第6号に規定する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所で使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。
- 2 2欄には、届出に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式(第5条関係)

裏 面	表 面
<p>この証票を携帯する者は、東京都受動喫煙防止条例(平成三十年東京都条例第七十五号)により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">東京都受動喫煙防止条例抜粋 (立入検査等)</p> <p>第十二条 知事は、この章の規定(第九条第四項を除く。)の施行に必要な限度において、特定施設の管理権原者等に対し、当該特定施設の喫煙禁止場所における専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備の撤去その他の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に關し報告をさせ、又はその職員に、特定施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>写真面及び職員の写真には、所属庁の庁印を押すものとする。</p>	<p style="text-align: right;">12cm</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center;">写 真</div> <p>第 号</p> <p>所 属 庁</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日 発 行</p> <p>(使用期間一年)</p> <p style="text-align: left;">8 cm</p>

別記第三号様式から第六号様式までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

